

人事労務担当者が知っておきたい

# “労使トラブル予防に不可欠な 民法・労基法の 基礎知識と実務対応”

2019年  
**7/25** 木  
10:00~16:30

**受講者募集**

日々の労務管理や労務トラブルが発生した際、よりどころとなる法律は労働基準法等の労働関係法規です。しかし、実際のトラブルの現場では、民法の適用や解釈が問題になる場面が多くあります。

【例えば】・残業代請求に際して内容証明を出す時効が止まるのか？・定額残業代を100時間分と定めて合意をすれば有効か？・従業員が通勤交通費を不正に受給していた場合、会社は何年分返還を求められることができるのか？・団体交渉において、社長が「未払い残業代を払うつもりがある」と言ってしまったらどのような効果が発生するのか？・従業員同士の仕事上の喧嘩で一方が怪我をしてしまった場合、会社はどのような責任を負うのか？実はこれらは全て民法の問題です。労務トラブルに適切に対応するには、民法の知識が必要不可欠です。また、平成30年には労基法が改正され年次有給休暇の5日消化義務や残業時間の上限規制などのあらたな規制ができたことで、今後、労務トラブルが増えることが予想されます。そこで、今回は**人事労務担当者に是非押さえていただきたい民法の基礎知識及び民法に関連する労基法とその活用方法を、事例を踏まえて、わかりやすく解説いたします。**講座内容に、興味のある皆様のご参加お待ちしております。

講師

杜若経営法律事務所

弁護士 **岸田 鑑彦**

## 講義内容

はじめに  
雇用契約と民法の関係  
雇用契約における労働者、使用者の基本的な権利、義務とは

### 1 雇用契約の締結と民法

- ・雇用契約締結時に留保すべき点
- ・契約内容と公序良俗違反

### 2 働き方改革関連法と実務対応

- ・年次有給休暇の与え方
- ・労働時間の管理方法

### 3 残業代請求と民法

- ・内容証明と催告
- ・未払い残業代の時効
- ・使用者の言動と時効の中断
- ・遅延利息の発生時期

### 4 賃金と民法

- ・ノーワーク・ノーペイについて
- ・相殺と賃金全額払いの関係
- ・不正従業員への不当利得返還請求と時効
- ・自宅待機中の賃金

### 5 解雇と民法

- ・問題社員との向き合い方
- ・問題社員への注意指導方法
- ・円満な退職に向けての話し合い方
- ・解雇予告手当について

### 6 安全配慮義務と民法

- ・安全配慮義務の内容とは
- ・不法行為との関係
- ・安全配慮義務
- ・不法行為と時効
- ・会社が負うべき安全配慮義務の範囲

### 7 退職と民法

- ・退職届の撤回
- ・退職の錯誤無効

会場 **アビタン**(全労済愛知推進本部会館)

名古屋市熱田区金山町1-12-7

受講料 **8,000円**(消費税込)

主催 公益財団法人 愛知県労働協会

後援 愛知県・愛知県労働者福祉協議会

受講ご希望の方は下記受講申込書に必要事項を記入のうえ、郵送かFAXで愛知県労働協会までお申込みください。また、ホームページからもお申込みいただけます。折り返し受講票と受講料振込用紙を送付いたします。なお、開催10日前までに受講票が届かない場合は、お手数ですが下記連絡先まで確認をお願いいたします。

お問い合わせ

愛知県労働協会 労働教育グループ

〒450-0002 名古屋市南中村区名駅四丁目4-38

TEL : 052-485-7154

E-mail [rodo@ailabor.or.jp](mailto:rodo@ailabor.or.jp)

ホームページ <http://www.ailabor.or.jp/rodo/>

お申込みは切りとらずA4のままFAXでお送りください。 FAX 052-583-0585

## 2019年度 労使トラブル予防に不可欠な民法・労基法の基礎知識と実務対応 受講申込書

受講者氏名	フリガナ	連絡者及び連絡先住所 (勤務先・自宅) ○印をつけてください		
	所属	年齢	歳	
	フリガナ	会社名/団体名		
	所属	年齢	歳	
			住所	TEL
			(日中連絡のつく番号をご記入ください)	
			部署名	連絡者氏名
			公益財団法人 愛知県労働協会からのメールマガジンの配信について (同意する・同意しない・登録済み) ○印をつけてください	
			E-mail	

※受講申込み頂きました個人情報(氏名・住所等)は、お問い合わせや案内文書の送付、返信、本人確認のためのみに使用させていただきます。これらの目的以外には、一切使用しません。(協会個人情報保護規程第4条に基づき取り扱います。)